

愛知工科大学技術後援会

# 「愛技会」会則

(名 称)

第 1 条 この会は、愛知工科大学技術後援会「愛技会」（以下「本会」という。）と称し、事務所を愛知工科大学内におく。

(目 的)

第 2 条 本会は、自動車産業界の優秀な技術者の養成を目的とする愛知工科大学（以下「本学」という。）の、建学の精神に賛同し、設置する自動車工業学科の教育活動を支援するとともに学生の進路指導に対し、全面的に協力する。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学教育の振興。
- (2) 学生の研究助成。
- (3) 奨学金及び奨励金の授与。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第 4 条 本会は、前条の目的に賛同する会員をもって組織する。

- (1) 会員は一般会員及び特別会員とする。

(役員及び職員)

第 5 条 本会に次の役員及び職員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 4 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 職 員 若干名

(役員を選任及び任期、職員任免)

- 第 6 条 役員を選任及び任期は、次のとおりとする。
- (1) 会長・副会長は、理事の互選により選出され、総会の承認をうけなければならない。
  - (2) 理事の選任は、次のとおりとする。
    - (ア) 会員より選任された者。 8名～12名
    - (イ) 学長の推薦する本学教職員。 1名
  - (3) 監事は、会員の中より選任する。
  - (4) 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 職員は、本学の教職員の中より会長が委嘱する。

(役員及び職員の任務)

- 第 7 条 役員及び職員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、会務を統轄し、会議を召集してその議長となる。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
  - (3) 理事は、重要事項を審議し、その執行を執行する。
  - (4) 監事は、会計及び会務を監査する。
  - (5) 職員は会務を処理する。

(理事会)

- 第 8 条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。
- (1) 総会によって委任された事項。
  - (2) 総会に提案する議案に関する事。
  - (3) 会長・副会長の選任に関する事。
  - (4) その他、会務に必要な事項。

(総会)

- 第 9 条 総会は、毎年一回開催し、次の事項を審議する。
- 但し、理事の3分の1以上の要求があった場合には、臨時総会を開催しなければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
  - (3) 会則の改定に関する事。
  - (4) 理事・監事の選任及び会長・副会長の承認に関する事。
  - (5) その他、会務に必要な事項。

(議 決)

第 10 条 会議は、定員の過半数をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の採決による。

(経 理)

第 11 条 本会の経費は、会費・寄付金・事業収入・借入金、及び利子をもって充てる。

2 本会の経費は、第3条の目的以外に支出してはならない。

3 会費については、別に定める細則による。

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

付 則

この会則は、平成元年4月21日から施行する。

会費及び寄付金に関する細則

第 1 条 会則第11条3項に基づき、細則を次のとおり定める。

会費は、一般会員は年額2万円とする。

特別会員は年額5万円とする。

2 寄付は、任意の行為によるものとし、特に規定は定めない。

## 愛知工科大学技術後援会の奨学金・奨励金に関する内規

### (目 的)

第 1 条 本内規は愛知工科大学（以下「本学」という。）技術後援会会則第 3 条 3 号に基づき、奨学金と奨励金に関する必要な事項を定める。

### (趣 旨)

第 2 条 本後援会は自動車工業学科の学生で、人物・成績ともに優秀な者に対して奨学金を、自動車整備の知識および技術修得にあたり、顕著な進歩が認められた者に対し奨励金または賞品を、授与する。

### (奨 学 金)

第 3 条 人物・成績ともに優秀な学生は、在学中 1 回奨学金を受けることができる。

- 2 奨学金は別表の基準により、各学期ごとに生活態度・学業成績の優秀な学生を各学級より 1 名選定して、これを授与する。
- 3 本奨学金は、時時の経済状況に応じて決定する。

### (奨 励 金)

第 4 条 自動車整備の知識・技術の学内検定試験の結果、顕著な進歩が認められた学生は、奨励金または賞品を受けることができる。

- 2 奨励金または別表の基準により、検定試験の結果、該当者若干名に授与する。
- 3 本奨励金は、時時の経済状況に応じて決定する。

付 則 本内規は平成 12 年 2 月 11 日より施行する。

## 奨学金・奨励金に関する別表

(奨学金の額)

第 1 条 奨学金第3条2号に基づき、別表を次のとおり定める。  
奨学金は1名につき3万円とする。

(奨励金の額)

第 2 条 奨励金第4条2号に基づき、別表を次のとおり定める。  
奨励金は1名につき2万円以下とする。

この要綱は、平成10年2月13日より施行する。

## 愛技会会則を一部改正する要綱

愛技会会則の一部を次のように改正する。

(役員及び職員)

第 5 条 本会に次の役員及び職員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 職 員 若干名

これを

(役員及び職員)

第 5 条 本会に次の役員及び職員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 4 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 職 員 若干名

と改正する。

この要綱は、平成17年5月26日より施行する。